

## 石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第66号）

石川県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、令和6年1月12日付け諮詢石公委第4号で行った審査請求に係る諮詢に対し、石川県個人情報保護審査会は別紙のとおり答申する。

### 答申の概要

- 1 審査請求人が開示請求を求めている保有個人情報の内容  
審査請求人が文書送付にて申し出た公安委員会への苦情に係る調査資料
- 2 開示請求に対する処分の内容  
別記1の地方公共団体等行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、別記2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする、保有個人情報の一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）  
別記1 審査請求人が行った苦情申出に係る調査結果報告書  
別記2 調査対象者からの聴取結果欄における「歩行者の進路前方」から「通過し」の間の字句
- 3 審査請求の経緯  
開示請求 令和5年6月15日  
本件処分 令和5年7月20日  
審査請求 令和5年9月18日  
諮詢 令和6年1月12日  
答申 令和7年1月21日
- 4 審査請求の趣旨  
本件不開示部分の開示を求める。
- 5 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）
  - (1) 結論  
本件処分は妥当である。
  - (2) 争点  
審査請求人は、本件不開示部分は、法第78条第1項第5号に規定する不開示情報に該当しない旨を主張している。これに対して、実施機関は、本件不開示部分は、同号に規定する不開示情報に該当し、開示することはできない旨を主張している。
  - (3) 審査会の判断理由  
当審査会において、本件保有個人情報を直接見分したところ、本件不開示部分には交通取り締まりに係る記述が認められた。当該記述に係る専門的・技術的判断の見解について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められなかつた。  
従って、本件不開示部分は、法第78条第1項第5号に規定する不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。
- 6 審議経緯  
審査回数2回

答申第66号

# 答申書

令和7年11月21日

石川県個人情報保護審査会

## 第1 審査会の結論

石川県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対し、別記1の地方公共団体等行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、別記2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする、保有個人情報の一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 開示請求の内容

審査請求人は、令和5年6月15日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

請求内容 令和4年3月9日付け及び令和4年12月27日付け審査請求人が文書送付にて申し出た公安委員会への苦情に係る調査資料

### 2 実施機関の決定

実施機関は、令和5年7月20日付けで、法第82条第1項の規定に基づき本件処分を行い、審査請求人に対し通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年9月18日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 質問

実施機関は、本件審査請求について、令和6年1月12日付けで、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し質問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

### 1 審査請求の趣旨

本件不開示部分を不開示とする処分を取り消すとの裁決を求める。

### 2 審査請求書における理由

- (1) 交番来所時に警察官から「ブレーキランプが切れているなどの軽微な違反は指導警告処分で済ませるけども、今回の件は危険な行為であるため指導警告処分とする訳にはいかない」などと、今回の違反とは直接関係の無い犯罪捜査の方針等に関する情報を明らかにしているにもかかわらず、この部分を不開示にする事の整合性がとれない。
- (2) 例えば上記(1)で挙げたように、法令違反を犯したが検挙しなかった場合は犯罪捜査の方針を示す事になるが、今回の違反は結果として検挙しているため、この部分の記載開示は方針を示す事にはな

らない。

この部分は警察官が現認した違反の様態を示しているだけであり、実際に検挙したのであれば、法令に違反した事実が記載されているだけであると考えられる。

仮に取り締まり基準があるのであれば「取り締まり基準である〇〇をしたため」などと記載されているはずだが、今回はそのような記載がない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している内容は、概ね次のとおりである。

##### 1 弁明の趣旨

本件審査請求は棄却されることが適当であると考える。

##### 2 弁明の理由

###### (1) 関係法令等の定め

法第78条第1項において、保有個人情報の開示義務及びその例外について規定されている。

###### (2) 処分の内容及び理由

###### ア 処分の根拠法令等に対する本件のあてはめ

本件不開示部分については、「犯罪捜査の手段、体制、方針等に関する情報」であり、法第78条第1項第5号に規定する「開示することにより犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行 その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する。

###### イ 処分の内容

上記アの当てはめから、本件開示請求に関し、法第82条第1項の規定に基づき、本件処分を行った。

#### 第5 当審査会の判断理由

##### 1 基本的な考え方

法は、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」(第3条)との基本理念を示し、何人も自己を本人とする保有個人情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができることを規定するとともに、これらの請求を受けた実施機関が、開示、訂正又は利用停止をすべき義務を負っていることを規定している。当審査会は、上記の理念を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

##### 2 本件審査請求に係る争点について

本件保有個人情報は、審査請求人が実施機関に対して申し出た苦情に関して、実施機関において調査した結果に係る記録である。

審査請求人は、本件不開示部分は、法第78条第1項第5号に規定する不開示情報に該当しない旨を主張している。実施機関は、本件不開示部分は、同号に規定する不開示情報に該当し、開示することはできない旨を主張している。そこで、当審査会は、石川県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年石川県条例第32号)第12条第1項の規定に基づき、本件保有個人情報を直接見分した上で、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 保有個人情報の開示義務について

法第78条第1項は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しており、保有個人情報の原則開示を規定したうえで、例外的に不開示とする情報として、同条同項第1号から第7号までを定めている。

#### (2) 法第78条第1項第5号（検査等情報）該当性について

法第78条第1項第5号は、「行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は検査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

同号の「おそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当するかどうかの判断に当たっては、当該情報の性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を必要とすると解される（個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準）。

当審査会において、本件保有個人情報を直接見分したところ、本件不開示部分には交通取り締まりに係る記述が認められた。当該記述に係る専門的・技術的判断の見解について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関の説明は次のとおりであった。

- ・本件不開示部分の記述は、交通取り締まりの方針に係る情報である。
- ・当該情報を開示することにより、この距離、速度であれば横断歩行者等妨害等として処罰されないという誤った認識を与えるなど、交通取り締まりの目的が達成することができなくなり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められない。

従って、本件不開示部分は、法第78条第1項第5号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

### 4 結論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断するものである。

### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

(別 表)

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和6年 1月12日	実施機関から諮問を受けた（諮問石公委第4号）
令和7年 8月21日 (第72回審査会)	審議を行った。
令和7年10月20日 (第73回審査会)	審議を行った。

別記1 審査請求人が行った苦情申出に係る調査結果報告書

別記2 調査結果5調査対象者からの聴取結果欄における「歩行者の進路前方」から「通過し」の間の字句